

## 平成23年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、八王子市立小学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

### (採択の権限)

第2条 教科書を採択する権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第6号の規定により、教育委員会に属する。

### (採択の時期)

第3条 教科書の採択の時期は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号。以下「政令」という。）第13条の定めるところによる。

### (採択の基本方針)

第4条 文部科学省が作成した「小学校用教科書目録（平成23～26年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択するものとする。

### (採択の方法)

第5条 教科書の採択は、教育委員会が義務教育諸学校の教科書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づく東京都教育委員会の指導、助言又は援助の下に行うものとする。

2 教育委員会は、八王子市立小学校において使用する教科書を種目（教科書の教科ごとに分類された単位）ごとに1種採択する。ただし、特別支援学級用教科書はこの限りではない。

3 採択にあたっては、対象となる教科書について調査研究が十分行われるよう配慮するとともに、その調査研究をいかした公正かつ適正な採択を実施するものとする。

4 教育委員会は、教科用図書選定資料作成委員会（以下「資料作成委員会」という。）を置き、資料作成委員会の報告を参考にしながら、採択する。

（本年度採択する教科書）

第6条 小学校用教科書（9教科11種目）

|      |      |
|------|------|
| 教 科  | 種 目  |
| 国 語  | 国 語  |
|      | 書 写  |
| 社 会  | 社 会  |
|      | 地 図  |
| 算 数  | 算 数  |
| 理 科  | 理 科  |
| 生 活  | 生 活  |
| 音 楽  | 音 楽  |
| 図画工作 | 図画工作 |
| 家 庭  | 家 庭  |
| 体 育  | 保 健  |

（選定資料作成のための調査の観点）

第7条 選定資料の作成にあたっては、次に示す調査の観点に基づき実施するものとする。

|          |   |
|----------|---|
| 1 内容の選択  | (1) 児童の発達段階に対する配慮がある。<br>(2) 学習指導要領に示された各学年の目標及び内容のおさえ方に対して配慮している。<br>(3) 各学年にわたる内容の取り扱いに対して配慮している。<br>(4) 児童の意欲、関心を引き出す配慮がある。  |
| 2 構成及び分量 | (1) 内容の組織配列及び発展的記述に対して配慮している。<br>(2) 各領域の分量について児童の発達段階を十分に配慮している。<br>(3) 教科の特質に即した主要教材において基礎的事項をおさえ、補充教材並びに発展教材等の取扱いに対して配慮している。 |
| 3 表記及び表現 | (1) 児童にとって読みやすい表現である。<br>(2) 印刷、写真、挿絵、図形等が見やすく、分かりやすい。  |
| 4 使用上の便宜 | (1) 全体の構成が見通せるように配慮している。<br>(2) 課題発見、課題解決に向けた学習が効果的に進められるように配慮している。<br>(3) 印刷・装丁に対して配慮している。<br>(4) 地域性に対して配慮している。               |
| 5 総合所見   | (1) 教科の指導及び児童の学習活動の視点から総合的に   |

|  |   |
|--|---|
|  | 見てどうか。<br>(2)現在八王子市で使用している教科用図書と比べてどうか。 |
|--|---|

(教科書の市民への周知)

第8条 教育委員会は、教科書を広く市民の閲覧に供するため、閲覧場所、時間等の周知に努める。

(庶務)

第9条 教科書採択に関する庶務は、学校教育部指導課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月15日から施行する。